

衆議院法務委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月2日（火）、第6回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

・小泉法務大臣、工藤内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）大口善徳君（公明）、枝野幸男君（立憲）、鈴木庸介君（立憲）、道下大樹君（立憲）、池下卓君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

大口善徳君（公明）

- (1) 本法律案又は家族法における「子の利益」の具体的な概念
- (2) 子の意見・意向等の尊重
 - ア 本法律案への反映状況
 - イ 子の意見表明権を実質的に担保するための取組
- (3) 家庭裁判所における「子の利益」の観点からの適切な運用を確保するための取組
- (4) 今後における家庭裁判所の事務処理能力の一層の改善及び向上に向けた体制整備の進め方
- (5) 共同親権制度を導入する立法事実についての法務大臣の認識
- (6) 改正案におけるDV及び虐待の「おそれ」の意味及びこの場合に単独親権となる具体的な事例
- (7) 改正案における単独親権から共同親権への変更の判断基準
- (8) 改正案における親権の単独行使が可能となる「急迫の事情」及び「監護及び教育に関する日常の行為」
 - ア 意義及び具体例
 - イ 基準の明確化や周知への法務省の取組
- (9) 親子交流についての改正内容及び共同親権の場合と単独親権の場合の異同
- (10) 家庭裁判所における児童室等の物的環境の整備及び拡充についての検討状況
- (11) 父母の離婚後の子の養育に関する支援のため省庁横断的な体制を構築する必要性

枝野幸男君（立憲）

- (1) 離婚原因のほとんどが夫婦間で円滑なコミュニケーションが取れないことであることについての法務大臣の認識
- (2) 改正案における親権の単独行使が可能となる「急迫の事情」
 - ア 未成年の子が緊急手術をする場合における父母双方の同意の要否
 - イ 未成年の子が緊急ではないが慢性的な疾患で早期の手術が必要な場合における父母双方の同意の要否
- (3) 改正案における共同親権の場合の監護者の身上監護権
 - ア 医療契約の締結についての同意
 - a 単独での医療契約の締結の可否
 - b 緊急ではないが慢性的な疾患で早期の手術が必要な場合における単独での同意の可否
 - イ 海外への修学旅行のための旅券の取得についての同意
 - a 単独で同意できることとする必要性
 - b 海外への修学旅行が監護権の単独行使が可能となる教育の範囲に含まれると整理する必要性
 - c 一方の親から子の旅券申請に同意しない旨の意思表示がある場合には両親の合意を必要とする外務省の旅券発給に係る運用についての法務省の見解
 - d 修学旅行のための旅券の取得は監護権の単独行使が可能な教育の範囲に含まれないと解釈する

理由

- e 監護権の単独行使が可能である居所指定権の位置付けと外務省が旅券の取得に両親の合意を求めていることとの整合性
- ウ 法定代理権との関係
 - a 旅券の申請及び医療契約等における法定代理権と監護権の範囲との関係
 - b 単独行使できる監護及び教育の権利には法定代理行為を含まないと解釈する根拠
 - c 法定代理行為全般について監護者が単独で行うことはできないとの解釈は裁判例によるものであることの確認
- (4) 改正案における親権の単独行使が可能となる「日常の行為」
 - ア 離婚協議中やDVから逃げている場合に単独で親権を行使することができる範囲
 - イ 海外への修学旅行のための旅券取得の該当性
 - ウ 未成年の子の旅券発給申請の要件を本人の申請と親権者の承諾に変更する必要性
- (5) 改正案における親権の単独行使が可能となる「特定の事項」についての親権行使者の指定
 - ア 民事保全処分、刑事事件における逮捕状手続のように家庭裁判所が迅速に決定する必要性
 - イ 即日で決定することができる体制を整える必要性
- (6) 父母の一方による日常の行為に関する契約
 - ア 医療機関等の取引の相手方にとっては親が婚姻中なのか離婚後で共同親権又は単独親権なのかが分からない可能性
 - イ 外形的に親権の行使として行った行為について取引の相手方に悪意又は重過失がない場合には免責を認める必要性
- (7) 共同親権を双方の真摯な合意があり家庭裁判所の審判を経た場合に限定する必要性
- (8) 離婚後に共同親権とする場合には必ず裁判所の責任により合意を確認することとする必要性

鈴木庸介君（立憲）

- (1) 法定養育費制度
 - ア 法定養育費の額の算出方法
 - イ 「最低限度の生活の維持に要する標準的な費用」の趣旨
 - ウ 法定養育費の額を定める際に勘案されるその他の事情の例
 - エ 突発的な経済情勢の変動があった場合に裁判所が法定養育費の増額支払いを命じる可能性
 - オ 法定養育費の金額が見直される頻度
 - カ 審判等がされた場合に離婚時に遡って養育費を請求することの可否
 - キ 相手親が養育費の全部又は一部の支払いを拒むことが可能となる場合の資力要件
 - ク 相手親の資力要件としての「最低限度の生活を維持するために必要な額」及びその額の決定方法
 - ケ 法定養育費の額が現時点で未定であることの確認
 - コ 養育費が支払われない場合における立替払い制度や公的支援の有無
- (2) 家事調停手続
 - ア インターネットを用いた共同親権の申立ての可否
 - イ 証拠調べにおいてもウェブ会議により会いたくない相手との対面が不要になることの確認
 - ウ ウェブ会議で共同親権の申立てに関する全ての手続を行うことができることの確認
 - エ 非対面による共同親権手続等のDV被害者の負担軽減についての法務大臣の見解
- (3) 養育費の受領
 - ア 厚生労働省が行った全国ひとり親世帯等調査における養育費の取決め率及び受給率
 - イ 養育費の取決め率及び受給率に対する法務大臣の評価
 - ウ 養育費の取決め率が高くない理由
 - エ 養育費の取決め率と受給率が乖離している状況についての分析の有無

- オ 本法律案が「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」で目指すこととされた養育費の取決め率及び受給率の目標に与える影響
- カ 法テラスの民事法律扶助を利用した一人親に対する負担軽減策

道下大樹君（立憲）

- (1) ハーグ条約
 - ア ハーグ条約上の義務を履行するための日本における体制と業務内容
 - イ ハーグ条約に関する業務に親権の決定や在り方の議論は含まれないことの確認
 - ウ ハーグ条約の仕組みと親権の在り方は別の議論であることの確認
- (2) 親の責務等
 - ア 離婚後に行われる暴言等の「ポスト・セパレーション・アビューズ」が夫婦の人格尊重義務違反に当たる可能性
 - イ 学校や病院等への濫訴に対する防止策
 - ウ 弁護士を相手にした濫訴である「リーガルアビューズ」の実態調査の有無
 - エ 本法律案の共同親権はオーストラリアで既に廃止された「フレンドリーペアレントルール」を規定するものではないことの確認
 - オ 本法律案における「親の責任」及び「親権」の英訳
- (3) 親権の行使方法等
 - ア 親権者の決定及び親権行使方法は子の利益の観点で判断するものであることの確認
 - イ 侵襲性のある医療行為の際の親権の確認方法及び双方の意思が一致しなかった場合の調整方法
 - ウ 改正案における親権の単独行使が可能となる「急迫の事情」の意義

池下卓君（維教）

- (1) 親子交流を促す広報を本法律案の審査直前に政府が行った理由
- (2) 親権の決定
 - ア 本法律案において裁判所が親権者を定める要件
 - イ 親権喪失及び親権停止
 - a 現行法における親権喪失及び親権停止の要件
 - b 上記 a と本法律案における親権者の指定に関する子の利益の観点からの解釈の相違の有無
 - c 共同親権制度の導入が子の利益を最優先するためであることの確認
 - ウ 今回の改正が原則共同親権になると読み取れるとの指摘についての法務省の見解
 - エ 本法律案提出に関する外国からの影響の有無
 - オ 裁判所における親権の決定に当たり感情的な主張が考慮されることの有無
- (3) 親子交流
 - ア 親子交流の取決め率及び実施率並びに家庭裁判所が認めた直接交流の割合
 - イ 直接交流が認められている件数の割合についての法務大臣の評価
 - ウ 家庭裁判所における調停の成立及び審判確定後の親子交流の実施率
 - エ 親子交流の履行状況について法務省が調査を行う必要性
 - オ 子の利益という観点からの親子交流についての改善点
 - カ 同居親の意向で親子交流が不履行となった場合の対応
- (4) 親の責務
 - ア 人格尊重義務や協力義務等に違反した場合の親権の取扱い
 - イ 親子交流の不実施や子の連れ去りが親権者の決定に当たって及ぼす影響

本村伸子君（共産）

- (1) 親の責務等
 - ア DVや虐待が夫婦の人格尊重義務違反に該当する可能性
 - イ 上記アの場合において人格尊重義務違反に当たらないケースの有無
- (2) 父母の一方が親権者と定められる事例
 - ア DVや虐待のケースでは単独親権と判断されることの確認
 - イ DVや虐待には身体的暴力だけではなく精神的、心理的、経済的、性的暴力が含まれるとの指摘及びモラルハラスメントは精神的暴力に含まれるとの指摘に対する法務大臣の見解
 - ウ DVは人権侵害であり被害者は人権救済の対象であるとの指摘に対する法務大臣の見解
 - エ 精神的暴力を証明する場合の医師の診断書の要否
 - オ 家庭裁判所での審判・調停においてDVや虐待を軽視することはあってはならないとの指摘に対する法務大臣及び最高裁判所当局の見解
 - カ 上記オの事態が生じた場合の是正方法
 - キ 過去のDVでも軽視すべきではないとの指摘に対する法務大臣の見解
- (3) 離婚後の親権の共同行使に係る父母の協議
 - ア 3月14日の本会議で法務大臣が協議不調による不必要な紛争が多発するとは考えていないと答弁した根拠
 - イ 改正法により父母間の紛争が多発する可能性
 - ウ 障害児の投薬や進級に関する決定への別居親の同意の要否
- (4) 子の利益を確保するために必要な支援の在り方についての法務省、こども家庭庁及び最高裁判所当局の見解